

就学援助制度に申請する保護者の方へ

就学援助制度が認定された方については中学校で行う部活動でかかった費用に対して年間30,150円を上限に補助いたします。

部活動に加入する生徒の保護者のうち就学援助制度にご申請いただく場合、令和5年4月以降に購入した「部活動用具のレシート・領収書等（購入金額等のわかるもの）」を全て保管しておいてください。各ご家庭で購入されました物品につきましては、レシート・領収書等を学校へご提出いただき、購入金額等を確認後に支給となります。レシート・領収書等の提出する時期や方法等の詳細については、認定通知書とともにご案内いたします。

※中学校で行われる部活動のみが支給対象となります。

※購入した全ての物品等が支給対象となるわけではありません。

※生活保護を受給中の方については、生活保護費より支給されます。

支給対象となる経費

部活動で一括購入又はご家庭で個別に購入した費用

・部費 ・大会参加費 ・合宿費用 ・交通費 ・登録料 ・ユニフォーム等

運動部

・グローブ ・ラケット ・道着
・スパイク ・練習着 等

文化部

・リード ・画材道具 ・書道用具
・楽譜ファイル 等

対象とならない経費

- ・部活動で使用しない物品(日常で使用する靴等)
- ・授業で使用する物品(体操着・水着等)
- ・日常使用する用途が強い物品(メガネ、コンタクト、お弁当箱等)
- ・保護者が購入していない物品
- ・通常の用途を超えた著しく高価な物品
- ・地域のクラブチームや家庭、または高校入学後に使用予定で部活動では使用しない物品

<問い合わせ先>

船橋市教育委員会 学校教育部 学務課 就学助成係

(TEL 047-436-2852)